「困ったなぁ」に答えます

佐々木知子の法律相談

佐々木知子（ささきともこ）
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 離婚届を置いて消えた妻が、知らぬ間に出産していました…。

弁護士さんに会うのも相談するのも人生初めてのことで、とても緊張しています。

32歳になります。複雑な家庭で、親とはもう長い間音信不通です。結婚など考えたこともなかったのに、たまにふらっと出掛ける一人旅で知り合った女性から結婚を申し込まれたのが、2年前。彼女も家族がおらず、間もなく35歳になるので、子作りを焦っていると。子供など要らないのですが、必要とされるとついうれしくて、埋められた婚姻届に署名しました。

以来同居したのはごくわずかで、彼女はしょっちゅう出掛け、コロナ下だからやめてくれと言っても聞かず、旅行に行っていました。それやこれやでけんかが絶えず、離婚しようと何度か言っていたら、半年と少し前、離婚届用紙に自署したのを家に残して消えました。すぐに提出すればよかったのですが、証人二人を見つけるのが面倒で放っておき、先日ようやく出しに行ったら恐ろしいことが分かったのです。1カ月前に子供が産まれている！　親権者の記載が要ると。頭が真っ白になってそのまま持ち帰りました。電話もメールも不通。

この子は彼女が産んだのでしょうが、私の子ではない。計算すると、彼女が出て行った時おそらく妊娠初期だったのでしょうが、妊娠の話は聞いたこともないし、私とは1年以上セックスレスでした。このまま放ってはおけませんよね？　どうしたらよいでしょうか？

A 実体と異なる身分関係は、早めに正しておきましょう。

こういう仕事をしていると、時々「事実は小説より奇なり」を実感します。ミステリーのような話ですね。狐につままれたような。どんなにかショックなことと思います。

後悔しておられるけれど、証人探しを面倒がらずに、すぐに離婚届を出していたとしても、離婚から300日以内に出生した子には嫡出推定が及ぶので（民法772条）、やっぱりご相談者の子として届けられていたはずです。そうしたら、実生活で戸籍を取ることはほぼないので、ずっとその子のことには気づかなかったかもしれません。

どんな奥さまなのかイメージも湧きませんが、婚外子ができたと分かったので離婚を決め、出て行ったのでしょうね。もしその相手の男性と結婚するのならば、人任せにせず、自分できっちり離婚届を出し、待婚期間の100日（733条）を待って婚姻届を出せばその子はそちらの戸籍に入ったのですが、そんな関係の男性ではないらしい。出生届を出した時、まだ離婚届が出されていないと分かったのに、何食わぬ顔をして届け、以後何の連絡もない…。

よくある相談は、離婚協議でもめている別居中に他の男性と付き合い子供もできたが、今届けると夫の戸籍に入ってしまうのでどうしたらよいかというものです。夫の子供でないのは明らかなので、まずは親子関係不存在確認の訴えを提起し、その後に出生届を出すよう勧めています。というより、戸籍がきれいになるまでは、付き合うのはともかく、子供は作らないでくださいよと。

さて本題。調停を起こさざるを得ませんね。離婚請求および嫡出否認請求。相手の住所を突き止めて裁判所に出頭してくれる限りは、相手も両方認めてくれるでしょう。親子関係の有無は今や簡単なDNA鑑定でほぼ100パーセント確定されます。

大変面倒なことですが、やっておかないと、公的にはその人の夫でありその子の父なので、ご相談者に何かあれば、例えば遺産はそちらに行く。母親に何かあれば扶養義務が来るし、養育費も求められるかもしれない。実体と異なる身分関係はできるだけ早めに正しておくべきだと思います。